

令和4年10月28日
中部地方整備局

贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 株式会社 KADOKAWA
業者の住所 : 東京都千代田区富士見2丁目13番3号
- 指名停止措置期間 : 令和4年10月28日から令和5年1月27日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
東京オリンピック・パラリンピック競技大会のスポンサー契約に関し、大会組織委員会元理事に賄賂を渡したとして、令和4年9月6日、(株)KADOKAWAの元専務執行役員及び元五輪担当室長が贈賄容疑で東京地方検察庁特別捜査部に逮捕された。さらに9月14日、取締役会長が贈賄容疑で逮捕された。
- 指名停止措置理由
(株)KADOKAWAの取締役会長が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第4号イ(下記参照)に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月とする。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上3ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 早川 保弘
契約課長補佐 田川 慎二 電話番号(052)953-8138